

第4回小郡市協働のまちづくり会議 要録

日時：平成28年11月2日（水） 13時30分～16時00分

会場：小郡市役所 北別館2階 大会議室

次第：1. 委員長あいさつ

2. 議題

（1）小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について

①修正意見に対する条例案の修正対応状況

②今後の予定について

3. その他

【開会】	
1. 委員長あいさつ	
2. 議題	
（1）小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について	
①修正意見に対する条例案の修正対応状況	
事務局	修正意見に対する条例案の修正対応状況 (事務局より説明)
委員	条文の中では、区長に関する行政委嘱事務制度とまちづくりの関係性が明確にされていないが、明確にできないだろうかという思いがある。
委員	委員の意見に賛成する。明確にしておかないと、混乱が生じる可能性があると思う。
事務局	その点に関しては、前回の意見を反映して、「地域活動団体」という用語には「自治会（行政区等）」を含むと定義している。他の団体である PTA 役員や自治公民館長などとの関係もあるので、具体的に区長という言葉を使うのではなく、他の言葉を含めた上で整理をしている。 この条例は、区長委嘱事務制度とは別のもので、自分たちの地域は自分たちがよくしていくものだという協働のまちづくりの考え方を示すものとして、このような文章になっている。
委員	「自治会（行政区等）」という表現について、小郡市の行政用語において「自治会」という用語はあるのか。
事務局	市として「自治会」という呼び方を指定しているものではない。
委員	私が住んでいる地域では、区長と呼ぶ人や、自治会長と呼ぶ人がいて、自治会の規約は自治会規約になっている。実際に住んでいる人からすると、あまりこだわらない部分だと思う。

委員	地域によって自治会規約になっているところもあるが、区長と呼ばれていることがあらゆる市町村で長いこと続いている矛盾。 例えば、太宰府市では、区長制度を廃止したことで、行政から区長と呼ぶのをやめて自治会長と呼びましょうと促したが、地域では区長と呼ばれている現実がある。
委員	住民にとって、自治会長の呼び方はあまり関係ない。 ただ、行政委嘱事務制度によって区長さんがいて、その人が自治会長を兼ねている場合多いが、それを使い分けずに色々な地域の事業を行ってきた現状がある。 行政委嘱事務制度との関係を明らかにすべきという意見があったが、自分の認識では、地域自治とは別のものだと思っている。これまで一緒のものとして取り扱ってきたために、どこの市町村でも今になって歪みが生まれている。 基本的に地域自治を進める協働のまちづくりに関する理念について位置付ける条例であるので、行政委嘱事務制度のことが入ると、本来の趣旨がわかりづらくなる。 あえて修正するのならば、地域自治に関して書き加えることぐらいかなと思う。
委員	小郡市は行政内部では、区や行政区という呼び方をしているのに、この条例においてだけ「自治会」とすることには違和感がある。
委員	中には「自治会」でも理解できる人がいると思うが、「区」と呼ばないとわからない人もいると思う。 「行政区（自治会等）」とするならわかりやすい。
委員	当面は行政委嘱事務制度と併存することが決まったのだから、条文の中には、現状と事務局が将来的に目指す姿を示したうえで、「自治会」という言葉を使ったらどうか。
委員	この条文のままでいくとするならば、区長がこの条例をどうとらえて行動するかにかかっている。区長に対して自治会の長としてまちづくりに関わっていくことを推進していくことを示していく必要がある。
委員	現状では、行政委嘱事務とまちづくり協議会の制度が違うものだという認識を持てないという課題があるが、持たないといけないし、行政委嘱事務と並行してまちづくり協議会にも関わらなければならない。 どこの自治体もそうだが、やりながら気がついていくしかない。しかも、協議会ごとに気づき方に違いがあり、もしかすると区長会とうまくいくこともある。 何かを変えていく上では試行錯誤があり、その中で見えてくることもあるかもしれない。 この条例を基に協働のまちづくりと行政委嘱事務制度と併存さ

	せていく中で、生まれた成果をふまえて、色々な人たちが気づいていくことが小郡市の文化になると思う。
委員	これまで、区長会と協働のまちづくり推進連絡会との協議の場を持ったことがない。 双方で擦り合わせていけば、今まであった課題が解決されていくかもしれない。
委員	「自治会」という言葉を使うことで議論を醸し出すきっかけになるかもしれない。 また、その時に目指す姿の考え方を示さなければならない状況に来ているのかもしれない。
委員	小郡市で「自治会」という言葉を使っていいのかという意見についてだが、「自治会」という言葉を使っていくのならば、区長会をはじめ趣旨を説明していけばいい話だと思う。
事務局	「行政区」という言葉は、市から見た地域の範囲を示したもので、今後住民主体の地域自治を推進する上では適切ではないと判断したことから、「自治会（行政区）」という言葉を使っている。 また、行政区長と自治会長の区別がついていない方もいるため、このような表現によって説明する機会にもならないかという視点もある。
委員	ぼんやりでも構わないので、まちづくり協議会と行政区の線引きができないと、地域の中で区別されずに混乱する恐れがある。
委員	この条例の役割は、区長の責務をはっきりさせた上で協働のまちづくりを進めていくことで、区長の仕事を減らし、みんなでまちづくりを進める仕組みをつくろうということを伝えたいところにある。 これを理解してもらえるのならば、あとは条例の使い方、必要に応じて行政委嘱事務制度の件についても議論していくことになっていくと思う。
委員	前文の、「今後行政だけでは抱えきれない難しい課題が生まれてきています。」という部分について、行政ができないことは、まちづくり協議会が全てやらなければならないと受け取られるように思う。
委員	行政がその問題を認めるか認めないかで、話が変わってくる。 また、前文から「自治会（行政区）」という言葉が出てくるが、この先の展望も含めて使うことについてどうなのか、違和感がないのか議論する必要がある。実際には違和感があるかもしれないが、これぐらい言い切れないと次のステップに進めないだろうということもある。
委員	まちづくり協議会の現場においては、協議会のボランティアにかかる金銭的手当に関して問題が起きている。まちづくり協議会の事

	業の方がハードであるにも関わらず、自治会の役員の手当に比べると大きな差がある。市から交付される支援金が少ないために、人件費が賄いきれない。以前の校区の会議でも手当の調整について議論したが紛糾した。総会の場合でも同様のことが起きた。自治会の役員との手当の差が埋まらなければ難しい部分がある。 当面は、まちづくり協議会と自治会活動が協力していくことが必要なので、住民の理解を図り、公平な立場でボランティア活動に取り組めるように進めていかなければならないと思う。
委員	「自治会」の表現についてはいかがだろうか。
委員	この話は、校区を構成する基礎となるのが行政区なので、なんらかの形で位置づけが必要ではないかということが始まり。
委員	地域性の違いが大きいことが実感で、私の地域では「自治会」という言葉は聞かれないし、言葉自体は浸透しにくいと思うので、啓発が必要だと思う。 行政委嘱事務制度を廃止するのは簡単ではないと思うが、行政委嘱事務制度の部分と地方自治として必要な部分の整理を実際の地域の活動の中で進めていく必要があると思う。
委員	これまでの議論や事務局の説明や、前文の説明文における「自分たちのまちは自分たちで作るという地域自治の原点に立ち返り、住民一人ひとりが主体となって」という部分をふまえて条例を作るならば、自治会（行政区）という表現でいいのかなと思う。 前文の最後の「一人ひとりの人権が大切にされ、豊かな人と人とのつながりで誰もが安心して暮らすことのできるまち」という言葉が条例の骨格になると思うので、大事な部分だと思う。 てにをはになるが、前文の「難しい課題が」は「難しい問題も」でなくていいか。 「公的サービスを地域社会全体で」という部分が理解しにくい。「公的サービスを、地域社会全体で」とすると少し納得できるが。
委員	私は、「公的サービス」という言葉は、一般の人からすると市役所が行っているサービスのことを想像すると思う。例えば、公民館で市役所の手続きができるのではないかと勘違いが起きるのではないか。
事務局	公的サービスとは、自助・公助・共助でいう、公助ではなく、共助の部分表現したつもり。
委員	「これまで～求められています。」の部分について、この文章をそのまま読んで、極端な捉え方をすると、市役所がごみ収集をできないので、あとは住民でやってくださいと言っているように受け取られかねない。公的サービスを提供するにあたり、市役所が困難なことは、まちづくり協議会でやってほしいということだと思うが、「それは市役所の仕事だろう」と反発する人もいる。しかし、それは仕

	方ない。
事務局	行政だけでは抱えきれない事象が生まれてきているため、自助・共助の範囲が広がっていることについて、地域のみなさんが担い手になってもらえないかということを表現したい部分。
委員	「加えて～言えます。」の文章を削っても意味は通るのではないか。
委員	私も同じ意見で、現状の課題を並べられているのが少しくどいと感じた。
委員	この部分には、課題が増大しているという状況だけの説明にしておかないと、行政が手に負えないことを地域に押し付けているように捉えられる。
委員	地域住民が公的サービスを担ってきた実感がないために、違和感がある。
事務局	誤解を招かないよう修正する。
委員	「行政だけでは抱えきれない難しい課題が～」という文章を受けると、その前の「これまで～」という文章の「自治会（行政区）」という表現がひっかかる。自治会からすれば何もしていないという感覚がある。
委員	「これまで～」の文章だが、行政もまちづくりを担っているはずではないか。実施計画の「はじめに」に、同じような文章があって、こっちの方が素直に受け取りやすい。 また、ここでいう「自治会（行政区）」という言葉は、なじみがないだけだと思う。行政の法制度の中で自治会を位置付けたり定義づけたりしているところはない。私としては、「自治会（行政区）」を地域社会という意味でとらえている。
委員	これからパブリックコメントをとった時に、「自治会」とは何だという質問が想定される。「自治会」という言葉は使っている理由や今後の展望などを含めた説明を考えておく必要がある。
委員	協働のまちづくりによって、地域自治を進めていきたいという意向を示す必要がある。
委員	まちづくり協議会が進んでいくと、自治会の方でも独自の動きが出てきて、お互いの役割の割振りができてくる。自治会の頑張り次第では、まちづくり協議会の役割が限られる場合もある。そのことにいい悪いはなく、それぞれの裁量でいいところがあるが、本人たちはそこに気付かれないところがある。
委員	これから、行政委嘱事務制度や各種団体の統合など、市の制度の中で整理しないといけないことは想像以上にあると思う。 自分が仕事で関わっている地域では、まちづくり協議会が立ち上がって数年が経過していても、何をしているか理解されていな

	い。そのために、のぞみが丘校区の自治会バスのように、地域の課題を解決してくれていることが住民の目に見えるような形を作ろうとその地域は動いている。 行政区によって地域の活動に差はあるが、そういった状況の中で、一緒に取り組んだ方が効果的なことに関して、まちづくり協議会が取り組んでいる。自治会バスなどは、よっぽど経済的に恵まれていなければ、1つの行政区では実現できない。 そこで、校区の中で話し合いを持ちながら必要なことやできることをそれぞれ協議会の工夫の中で進めていくのが本来の姿だと思うが、今は始まったばかりなので右往左往している状況。 10年経過した福岡市でも、自治会長に自治協議会が認知されていない場合がある。 やはり、まちづくり協議会の取組を目に見える形にしていけないといけないし、行政側も各種制度の課題整理に着手していかないといけない時期に来ていると思う。
委員	一番心配なのは、まちづくり協議会が衰退していくこと。そうならないためには、区長会に対抗する組織ではなく、役割をはっきりさせ、校区の枠組みの活用を促していかなければならない。 実際に、のぞみが丘校区の自治会バス事業のように、校区で取り組んでいることで課題を解決している事象がある。 また、校区という枠組みでしか解決できないことがあるし、校区という枠組みにすることで地域の代表制をもつことができる。
委員	自治会バスについては、のぞみが丘校区は2つの大きい自治会があったことによって、資金とボランティア運転手が確保され、そこに行政の支援が加わって実現した協働事業の典型的なもの。 自治会バスは、まちづくり協議会が立ち上がる前に始まったものだが、その時にまちづくり協議会があったならば、まちづくり協議会から自治会に協力を働きかけていたと思う。 従って、自治会とまちづくり協議会が協力してまちづくりを進めていくという考え方からすると、行政委嘱事務制度は別のこととして、自治会は協働のまちづくりにとって重要な存在だといえる。
委員	「地域コミュニティ」という表現がなくなっているが、私は将来的なことを考えると「コミュニティ」という言葉を残していてもいいと思う。
委員	「地域活動団体」の方がわかりやすいと思う。必要ならば将来的に変えていけばいいと思う。
委員	将来的に変えるとする、より「コミュニティ」という言葉の定義が複雑になると思う。 また、「実施主体それぞれの協働のまちづくりへの関わり」を、

	図式化しているものを解説などに入れ込むと条例の中身がわかりやすくなると思う。
事務局	意見をふまえて事務局で検討したい。
委員	私が様々な市町村と関わっていく中で、コミュニティ政策を進めていくことは、パンドラの箱を開けたようなものだとつくづく感じているが、最後に希望がある。 これからも、それぞれの段階において様々な課題に直面し、見直しをすすめていかなければならない。今後改めて実施計画を作ることになっているが、今回の条例に基づいて具体的な取組が実施計画に含まれていくと思う。
委員	第20条に条例の見直しに関する表記は必要ないか。
事務局	条例は頻繁に変えられるものではないので、実施計画の見直しによって条例に影響がある場合は、この場で協議したいと思う。
委員	第15条中の「コミュニティ」の表現について「地域活動団体」との整理はどうするか。
事務局	全体的に「コミュニティ」を「地域活動団体」という言葉に整理しているが、ここがそのまま「地域活動団体」とはならないので、適切な言葉に置き換えたい。
委員	この条例は、まちづくり協議会と行政委嘱事務制度を整理しながら進めていくという先を見ていることが前提にある。 まちづくり協議会を進めていくといいこともあるが、苦勞する部分もある。実績がないと理解されない部分もあるが、この仕組みがないと地域に課題を解決する力が身につかない。 また、色々なまちづくりに関わってきて気づいたが、子ども食堂の取組をはじめ、まちづくりにとって「人権」の視点は大事なものだ改めて感じている。 なお、条例ができることが一つの節目ととらえてもらい、自治会（行政区）という言葉を使うことで、市民に訴えかけながら、行政も覚悟を決めていくということを、委員のみなさんにも色々な場面で地域の人たちに説明してもらえるとありがたい。
事務局	第8条の冒頭の「職員」を「市職員」に、附則の2の「16条」は「20条」に訂正する。
②今後の予定について	
事務局	今回の会議をもって条例案の地固めができたところと思っている。委員よりいただいた意見をもとに現在の案を修正し、市議会及び庁内の会議での情報共有を図った上で、12月中のパブリックコメントを目指していきたい。その後、パブリックコメント等を反映した条例案を確認いただきたい。
3. その他	

第5回会議日程決定 平成28年1月30日（月） 13時30分から
【閉会】